

(5) 合併に伴う優遇措置等について

庁舎建設に伴う財源について

<合併特例債の活用>

根 拠：「市町村の合併の特例に関する法律」

対象事業：市町村建設計画に基づく特に必要な事業

目 的：合併後の市町村の一体性の速やかな確立を図るた
めに行う公共施設の整備

制 度：特例債充当率（事業費に対する起債額） 95%

起債額（元利償還金）に対する交付税算入率 70%

※ 特例債対象額の2/3が交付税措置される制度

※ ただし、特例債対象額は職員数等により算定され、事業
費全額が対象額とはならない、

特例債の期間：平成18年度から27年度

島原市の特例債発行可能額：約116億円

○ その他の財政支援措置

- 1 合併振興基金の造成
- 2 普通交付税算定の特例（合併算定替制度）
- 3 特別交付税への合併経費算入
- 3 国の合併補助金
- 4 県の合併支援特別交付金 など